

翼 翼

Vol. 13

T S U B A S A

税のお話



60th
Anniversary

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階

TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

<http://www.tax-higashi.jp/>

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民、及び東区でお仕事をなさっている皆さん、こんにちは。2017年度から名古屋税理士会名古屋東支部の支部長を務めております岩田竜平です。

当支部は1957年の創立以来60周年を迎えることとなり、現在では名古屋市東区内に事務所を持つ260余名の税理士個人会員及び25社ほどの税理士法人会員で構成されています。

私たち会員は、税務相談や、法人・個人の申告をはじめとする税務代理等の税理士業務を行っており、また支部内には、名古屋東税務相談所を設置し、中小企業者に対する税務相談・税務指導を行っています。さらに、相続税務相談室においては、無料で相続税に関する一般的な相談にも応じています。

また私たちは、名古屋東税務連絡協議会の構成員として、無料税務相談等を通して税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに名古屋東租税教育推進協議会の一員として、東区内の小中学校生、高校生、専門学校生及び社会人を対象として租税

教室を開催し、租税に関する知識や理解を育むための租税教育を行っています。毎年開催される「なごやかまつり・ひがし」ではブースを出展して、地域の皆様との楽しいひとときを過ごさせて頂いています。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 岩田 竜平

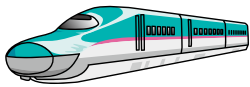
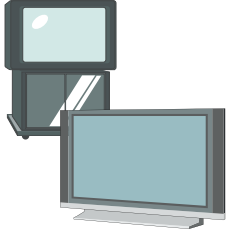
今回お届けする広報誌『翼』は、これら支部の活動状況を掲載していますので、是非ともご一読下されれば幸いです。

税理士は、気軽に相談できる暮らしのパートナーとして、税に関する専門知識をフルに活用して皆さんのお役に立てるよう活動しています。どうぞ、お気軽にご相談下さるようお願いいたします。



『翼』Vol. 3では、平成19年に名古屋税理士会名古屋東支部が創立50周年を迎えたことを記念し、東支部の50年のあゆみを掲載しました。昨年平成29年は東支部が創立60周年を迎えましたので、簡単にその後10年の東支部の活動をご紹介します。

年 度	名古屋税理士会・名古屋東支部の活動	社会の出来事
平成20年度 (2008年)	10月12日 東区民まつり「なごやかまつり・ひがし」に出展参加 《次年度以降も毎年区民まつりに出展参加》 11月1日～2日 税理士による無料税務相談会開催(ユニ一大曽根店) 11月8日 名古屋税理士会ソフトボール同好会連合会主催第1回親睦ソフトボール大会において東支部が準優勝 【租税教室開催 小学校5校、高等学校1校(計6校)】 年度末現在会員数 正会員:226名 準会員:8名 法人会員:14社	リーマン・ショック 秋葉原無差別殺傷事件 名古屋大学出身の3名がノーベル賞受賞。下村脩氏が化学賞、小林誠氏と益川敏英氏が物理学賞
平成21年度 (2009年)	10月31日～11月1日 税理士による無料税務相談会開催(ピアゴ大曽根店) 11月16日 東支部の租税教室の取り組みに対して、名古屋東税務署長より表彰される 【租税教室開催 小学校9校、中学校1校、高等学校1校(計11校)】	衆院選で民主党が大勝利政権交代 新型インフルエンザ騒動 裁判員制度がスタート
平成22年度 (2010年)	6月10日 国税電子申告の推進に貢献したとして東支部が名古屋国税局長より表彰される 11月15日～16日 税理士による無料税務相談会開催 (イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター)	東北新幹線の八戸～新青森間が開業 はやぶさが地球に帰還 東日本大震災

	3月31日(2011年) 東支部会員の協力により、東日本大震災の被災者に向けて社会福祉法人中日新聞社会事業団に義援金1,156,000円を寄託 【租税教室開催 小学校8校、中学校1校、高等学校1校(計10校)】	
平成23年度 (2011年)	9月5日 東支部会員の協力により、東日本大震災の被災者に向けて社会福祉法人中日新聞社会事業団に義援金224,500円を寄託 11月16日～17日 税理士による無料税務相談会開催 (イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター) 11月26日～27日 日本税理士会連合会の事業として、全国に避難している東日本大震災被災者への無料税務相談会を名古屋税理士会が名古屋会場と岐阜会場で開催。 【租税教室開催 小学校9校、中学校4校、高等学校2校、大学1校(計16校)】	地上アナログテレビ放送停波 
平成24年度 (2012年)	11月12日～13日 税理士による無料税務相談会開催 (イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター) 【租税教室開催 小学校9校、中学校3校、高等学校2校、大学1校(計15校)】	世界一自立式電波塔・東京スカイツリー開業 京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞研究でノーベル生理学・医学賞受賞
平成25年度 (2013年)	10月20日 東区民まつり「なごやかまつり・ひがし」に出展参加予定であったが、雨のため中止 【租税教室開催 小学校9校、中学校3校、高等学校3校、大学1校(計16校)】	富士山が世界遺産に特定秘密保護法成立
平成26年度 (2014年)	8月1日～4日 東支部事務局を改装 11月5日～6日 税理士による無料税務相談会開催 (カルポート東・市民ギャラリー矢田) 【租税教室開催 小学校8校、中学校3校、高等学校4校、大学1校(計16校)】	御嶽山が噴火 名古屋大学出身の赤崎勇氏と天野浩氏がノーベル物理学賞受賞
平成27年度 (2015年)	11月19日～20日 税理士による無料税務相談会開催 (カルポート東・市民ギャラリー矢田) 12月1日 東支部に相続税務相談室開設 【租税教室開催 小学校9校、中学校3校、高等学校3校、大学1校(計16校)】	新国立競技場計画見直し、五輪エンブレムも白紙撤回 選挙権年齢「18歳以上」に引き下げ
平成28年度 (2016年)	11月24日～25日 税理士による無料税務相談会開催 (カルポート東・市民ギャラリー矢田) 【租税教室開催 小学校10校、中学校3校、高等学校3校、専門学校1校(計17校)】	北海道新幹線開業 熊本地震発生 伊勢志摩サミット 米オバマ大統領広島を訪問
平成29年度 (2017年)	6月7日 名古屋東租税教育推進協議会発足 10月22日 東区民まつり「なごやかまつり・ひがし」に出展参加予定であったが、衆議院総選挙投票日と重なったため中止 10月23日 東支部創立60周年記念式典、講演会、懇親パーティー開催 11月28日～29日 税理士による無料税務相談会開催 (カルポート東・市民ギャラリー矢田) 【租税教室開催 小学校9校、中学校4校、高等学校3校、専門学校1校(計17校)、企業1社】 29年12月31日現在会員数 正会員:265名 準会員:7名 法人会員:23社	稀勢の里が日本出身力士として19年ぶりに第72代横綱となる レゴランド・ジャパン開業 フィギュアスケートの浅田真央選手が引退を表明 将棋の藤井聡太四段が公式戦29連勝を達成

税金のこと、知ってもらいに私たちが行きます!

租税教室

小学校

中学校

高等学校

専門学校

企業

小学校

明倫小学校	平成29年6月21日
筒井小学校	平成29年12月8日
旭丘小学校	平成30年1月12日
葵小学校	平成30年1月16日
矢田小学校	平成30年1月22日
東桜小学校	平成30年1月23日
山吹小学校	平成30年1月26日
砂田橋小学校	平成30年2月2日
富士見台小学校	平成30年2月8日

中学校

桜丘中学校	平成29年7月4日
富士中学校	平成29年7月11日
名古屋中学校	平成29年12月18日,20日
あずま中学校	平成30年1月29日

高等学校

名古屋高校	平成29年8月23日,25日
第一学院高校	平成29年12月4日
愛知商業高校	平成30年2月8日

専門学校

ミス・パリエステティック専門学校	平成29年12月4日
------------------	------------

企業

住友生命保険名古屋すみれい営業部	平成29年6月2日
------------------	-----------



② 消費税のしくみ

材料会社	製造会社	卸売会社	お店	消費者
税込 10,800円 税引 10,000円 消費税 800円	税込 32,400円 税引 30,000円 消費税 2,400円	税込 43,200円 税引 40,500円 消費税 2,700円	税込 64,800円 税引 60,000円 消費税 4,800円	
受け取る消費税	800円	2,400円	3,200円	4,800円
支払う消費税	0円	800円	2,400円	3,200円
納める消費税	800円	1,600円	800円	1,600円

消費者の負担した消費税 4,800円

税務署に納められた消費税の合計額 4,800円



日本税理士会連合会では、税理士法に基づき、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に関し必要な施策を行うこと」を事業の一つとして会則に定め、租税教育事業に取り組んでいます。名古屋税理士会では社会貢献活動の一環として、また税理士を皆様にご紹介いただく機会の一つとして「租税教室」を開催しています。

名古屋税理士会名古屋東支部では主に東区等の小学校、中学校、高等学校等へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学校から社会人までそれぞれに分かりやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じていただきたいと思います。



公共サービスに必要な税金は「1000」どう集める？

④ 所得に応じて集めたら？

Aさん 2000	Bさん 1000	Cさん 500	Dさん 200
多く負担できる人は多く	少ししか負担できない人は少な目に		
Aさん 50%	Bさん 24%	Cさん 10%	Dさん 5%
税金 700	税金 240	税金 50	税金 10
残り 1300	残り 760	残り 450	残り 190

※現在の「所得税」に近い考え方 累進税率



③ 日本の財政を家計に例えたら

税金+税外収入 62.3 兆円	一般会計歳出 96.7 兆円	国債発行+借入 34.4 兆円
平成29年度一般会計	基本的財政収支 対象経費73.1兆円 (100歳未満の国民にのみ)	その他の歳入、歳出 838兆円

日本の財政を家計に例えた場合

1年分の家計	給与収入 623 万円	必要経費 967万円 家計費 731万円 (100歳未満の国民にのみ)	ローン 元利償 230万円
		赤字(借入)	344万円
		その他の収入、支出	8,380万円

※国債、国債発行+借入は赤字(借入)に相当



無料税務相談会

平成29年11月28日(火)・29日(水)
カルポート東・市民ギャラリー矢田

記:倉田 崇史 会員

前年に引き続き「税を考える週間」の行事として「税理士による無料税務相談」を11月28日(火)と29日(水)の2日間、ナゴヤドームにほど近いカルポート東の市民ギャラリー矢田で開催しました。

会場には名古屋市東区内の小中学生の税金に関するポスター、標語、作文、絵葉書、習字の作品が飾られ、どの作品も見事な出来ばえで関心させられるものばかりでした。

私の小中学生の時には税金について考えることなど恥ずかしながら皆無でしたが、東支部で積極的に取り組んでいる租税教室の活動などで税金を身近に感じているのでしょうか、絵葉書の中には私たち税理士を前面に描いてくれているものもあり、とてもうれしく感じました。純粋な子供たちの作品を是非たくさんの方々に見ていただきたいと思います。

無料税務相談では、2日間で11名の方がいらっしゃいました。相談内容は、法人税、所得税、相続税、固定資産税など多岐にわたりましたが、相談にあたった会員が相談者の方々の立場に立って、それぞれ親切にアドバイスを伝えることが出来ました。来年以降も同様な取り組みをして、子供から大人の方まで税理士を身近に感じていただければと思います。



税理士の仕事ってご存知ですか？

税理士は「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、その他について代理し、税務調査に立会います。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

■ 会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

■ 会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

■ 社会貢献

税を考える週間や所得税確定申告の時期に、無料で税務相談を行っています。また、地方公共団体の外部監査制度や裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度などに積極的に参画し、さらに、租税教育への取り組みなど、税理士の知識を活かして地域社会に貢献しています。

身近な存在

税理士を目指そう



水野 貴郎 会員

Takao Mizuno

私たち税理士は主に経営者とやり取りをするため、多くの人は税理士と直接かかわることがありません。税金は国民の誰もが納めるものですが確定申告まで行う人は少なく、その税務を取り扱う税理士がどういった仕事かあまり認知されていないように感じます。

税理士試験の受験者数は年々減少しており、税理士を目指す方が少なくなっています。その原因には税理士の認知度の低さもあるのではないのでしょうか。

税理士は、資格を持った専門職であるため

責任が大きい仕事ですが、それはお客さんから信頼されているということでもあります。貴重な経験ができる税理士はとてもやりがいのある仕事だと思います。このような魅力的な職業である税理士が身近な存在になれば、税理士を目指す人もきっと増えるでしょう。

税理士会では、「租税教室」や「無料税務相談会」などの社会活動を行ったり、「東区民まつり」に出展して地域の皆様と交流をしたりしています。私もこのような活動を通じて税理士という仕事をもっと皆様に知っていただきたいと思っています。そして、日々勉強をし、お客様の期待に応えられるような税理士として成長していきたいです。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

確定申告書等については、税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です（e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。）。

【本人確認書類の例】

- 例1) マイナンバーカード
- 例2) 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



名古屋東税務署移転のお知らせ

名古屋東税務署は平成30年5月に移転予定です。詳細が決まりましたら、平成30年4月頃に名古屋国税局ホームページにて掲載いたします。



名古屋東税務相談所のご案内

帳簿のつけ方がわからない！ 所得税・消費税の確定申告はどうしたらいいの？

名古屋東税務相談所は、個人事業主の皆様の帳簿のつけ方から年末調整、所得税・消費税の申告に至るまで、一貫した指導を行なうための会員制の記帳・税務指導機関です。

税理士が帳簿のつけ方を指導するだけでなく、税金や経営に関するご相談に懇切丁寧に対応し、アドバイスします。ぜひお気軽にご利用下さい。

指導対象者

- (1) 税理士または税理士法人関与のない方
- (2) 事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く）
- (3) 前年分所得金額（専従者控除又は青色特典控除前）300万円以下の方
- (4) 上記の方が消費税の課税事業者の場合、基準期間の課税売上高3,000万円以下の方

（注）上記の方でも譲渡所得（少額の総合譲渡所得を除く）がある方は、譲渡所得に関する相談については対象外です。

指導内容と料金

- (1) 帳簿の作成指導、決算書及び申告書の作成指導
年額 30,000円（税込）
- (2) 消費税等の相談及び申告書の作成指導
年額 15,000円（税込）
- (3) その他（記帳代行、決算・申告書等の作成他）
別途料金

名古屋東税務相談所の相談員の声

記：佐藤 昌哉 会員

私は平成23年4月に開業登録、半年後に補佐として税務相談所に加えさせて頂き平成26年4月より専任税理士として火曜日を担当しています。火曜日にご来所頂いている相談者は古くから通われている方も多く二代目に引き継がれている方も中にはいらっしゃいます。これまでの歴史を感じつつとても良い雰囲気です。相談業務にあたっています。

古くから通われている方も多いためここ最近では廃業についての相談にこたえられず多くは実際に廃業された方もいらっしゃいます。今後もその傾向は続くように思われます。新規開業の方への税務支援も大切だ

などと思いつつ廃業についても対応ができていかないといけないなとも思いました。

そのようなこともあり相談者数は減少傾向にありますが納税者にとってはなくてはならない存在であることには間違いありません。今後も納税者の信頼にこたえるべく日々勉強して相談業務にあたっていきたいと思っております。



相続税務相談室のご案内

うちの相続は税金がかかるのかな？ 相続税について教えて！

相続税務相談室では、相続税や贈与税の計算の仕組み、課税対象となる財産評価の仕方など一般的なご質問に無料で相談をお引受けします。

ただし、

- (1) 現在、税理士が関与されていない方を対象とし、
- (2) 個別具体的な相談や業務のご依頼については、「有料」で相談員と個別に業務の契約をして頂きます。

個別具体的な相談や業務とは、たとえば、相続税の対象となる財産評価や税金の計算、申告書の作成、税金を計算する上での特例適用の有利不利の判定、生前の相続税対策などです。

なお、相続人間での相続財産の分割トラブルのご相談には応じられませんので、ご了承下さい。

以上をご理解頂いた上で、相続税のご相談や業務のご依頼を希望される方は、どうぞ名古屋税理士会 名古屋東支部までご連絡下さい。

名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局

名古屋市東区徳川1丁目15番30号
三菱東京UFJ銀行東支店3階
※市バス東区平田町下車が便利です。

☎ 052-935-5439

月～金 10:00～16:00



2月23日は税理士記念日です。

2月23日は「税理士記念日」ですが、これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。

日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日的性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。この記念日の意義は、税理士の社会的使命と税理士の職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。